

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について

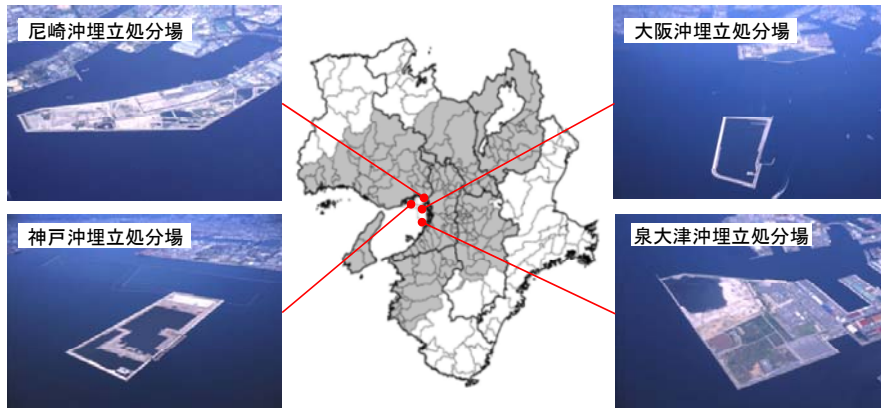
平成24年3月12日
交通政策審議会
第48回港湾分科会
資料 2

広域処理場整備事業の概要

【目的】

- ・大阪湾圏域からの廃棄物の適正な処理
- ・埋立造成による港湾の秩序ある整備

近畿圏168市町村の廃棄物を4箇所の海面処分場で受け入れている。



【事業の経緯】

- 昭和56年12月 「広域臨海環境整備センター法」の施行
- 昭和57年 3月 「大阪湾広域臨海環境整備センター」の設立
- 昭和60年12月 基本計画認可(尼崎沖、泉大津沖)
- 平成 2年 1月 廃棄物の受け入れ開始
- 平成 9年 3月 基本計画変更認可(神戸沖、区域追加)
- 平成12年 3月 基本計画変更認可(大阪沖)
- 平成13年11月 基本計画変更認可(区域追加)
- 平成18年 3月 基本計画変更認可(区域追加)
- 平成22年 3月 基本計画変更認可(廃棄物の種類及び量)

基本計画変更内容

(基本計画の変更理由)

- ・一般廃棄物は受入量が計画量を下回る一方、産業廃棄物は受入量が計画量を上回っている。
- ・このため、一般廃棄物の受入枠の一部を産業廃棄物の受入枠に振り替え。これに伴い、埋立期間を見直し(平成39年度まで延伸)。

①廃棄物の種類及び量の変更

(単位:万m³)

処分場	一般廃棄物	産廃廃棄物 災廃廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖	220	290	700	390	1,600
神戸沖	(730) 580	(470) 620	300	0	1,500
大阪沖	(840) 540	(280) 580	280	0	1,400
合計	(2,180) 1,730	(1,760) 2,210	2,550	1,110	7,600

(注) ()内は変更前の数値

②埋立期間の延伸

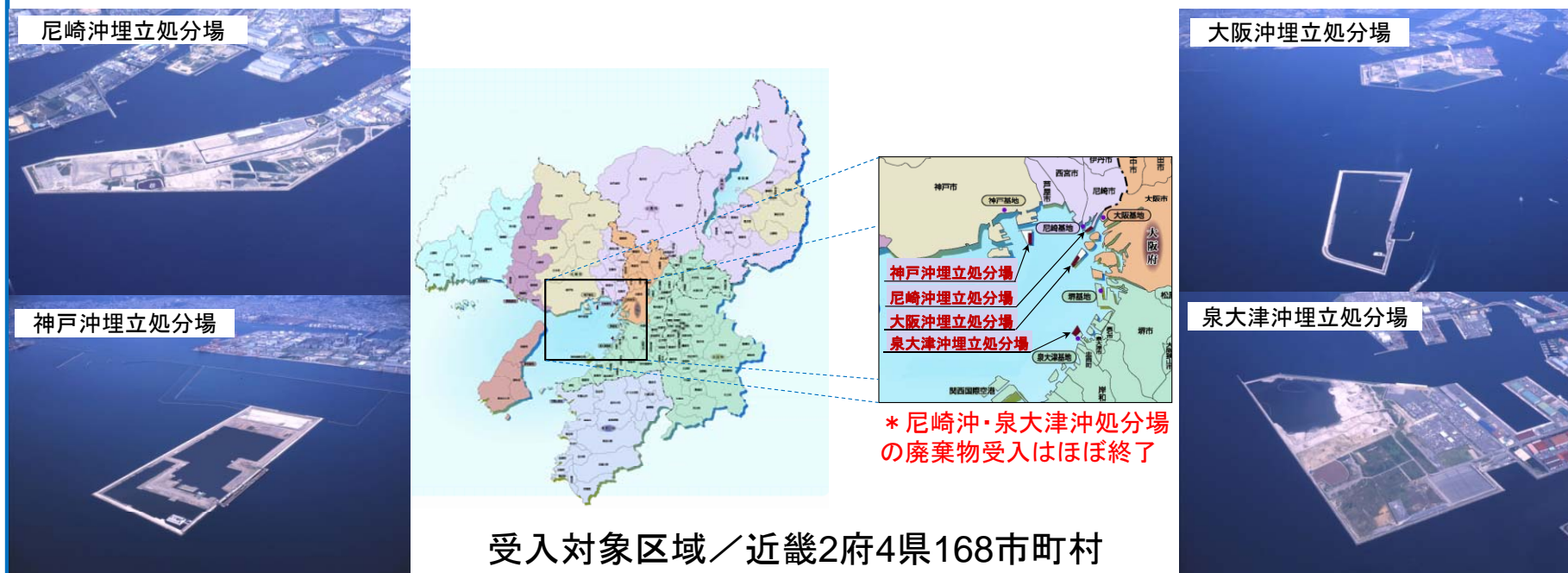
埋立期間を平成元年度から約33年間→約39年間に延伸

1. 大阪湾圏域広域処理場整備事業について

(1) 大阪湾圏域広域処理場整備事業の目的

- ① 大阪湾圏域から発生する廃棄物の適正な処理 ⇒ 生活環境の保全
- ② 埋立造成による港湾の秩序ある整備 ⇒ 地域の均衡ある発展

(2) 受入対象区域及び処分場の位置



(3) 実施主体

「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)に基づき、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾センター)が広域処理場の整備・運営を行う。

2. 事業の仕組みと基本計画の位置づけ

(1) 事業の仕組み

大阪湾センターは、以下の業務を行う。

- ① 廃棄物埋立護岸の建設、管理及び土地の造成
 - ・ 港湾管理者の委託による。
 - ・ 完成した土地は港湾管理者が取得し、港湾用地としての売却等の活用を図る。
- ② 一般廃棄物等に係る廃棄物処分関連施設^(注)の建設、管理及び廃棄物の埋立

(注) 積出基地、揚陸施設、排水処理施設など

 - ・ 排出自治体の委託による。
- ③ 民間産業廃棄物に係る廃棄物処分関連施設の建設、管理及び廃棄物の埋立
 - ・ 自主事業(施設の建設等は、②と一体的に実施)。

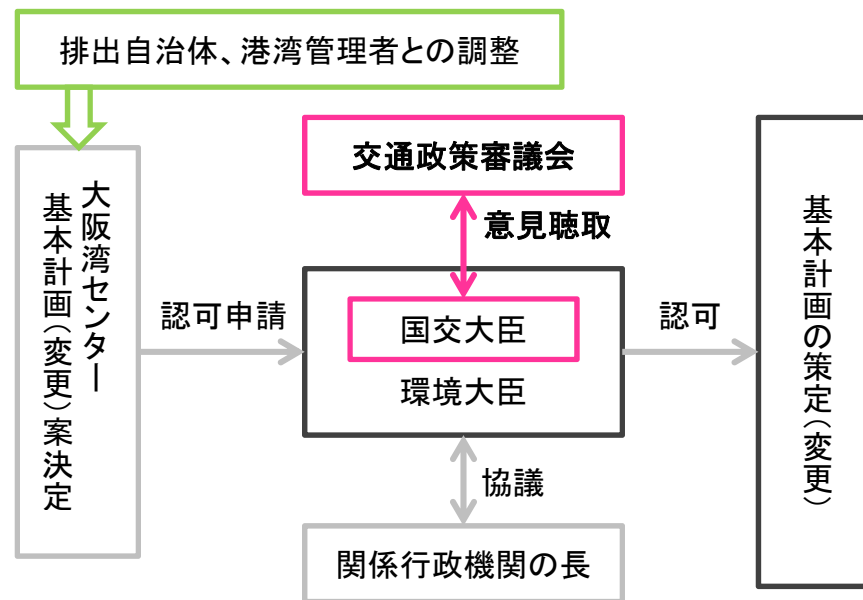
(2) 基本計画の位置づけ

- 大阪湾センターは、業務の実施に関する基本計画を策定。

(基本計画の内容) 処理場の位置・規模
 廃棄物の種類及び量
 建設工事施工に関する事項
 環境保全上の措置 他

- 基本計画の策定(変更)にあたっては、主務大臣の認可が必要。

(3) 基本計画の変更手続き

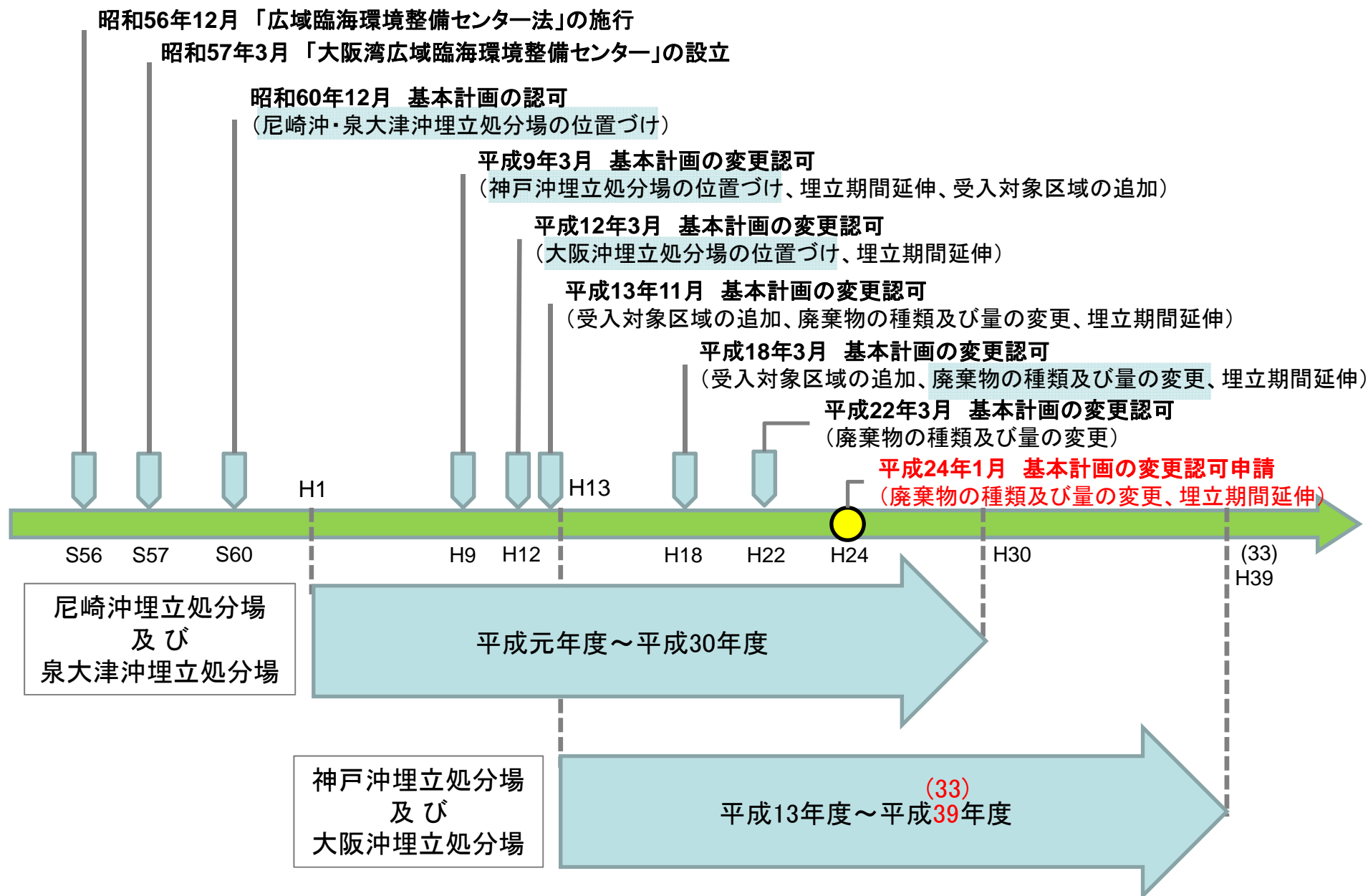


(4) 現在の基本計画

(単位：万㎡)

処分場	一般廃棄物	産廃廃棄物 災廃廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖	220	290	700	390	1,600
神戸沖	730	470	300	0	1,500
大阪沖	840	280	280	0	1,400
合計	2,180	1,760	2,550	1,110	7,600

3. 事業の経緯及び今後の見込み



4. 基本計画変更の背景

【現計画】 一般廃棄物、産業廃棄物ともに平成33年度まで受入れ（神戸沖、大阪沖処分場）

【現 状】

- ・一般廃棄物
： 排出自治体の減量化の取り組みが進展し受入量が計画に満たない状況
- ・民間産業廃棄物
： 計画を上回るペースで受入れ

神戸沖、大阪沖処分場の残容量
（一般廃棄物、民間産業廃棄物）
（単位：万 m^3 ）

	計画容量	既埋立量 (うちH22実績)	残容量
一般廃棄物	1,570	470 (43)	1,100
民間産業 廃棄物	530	430 (48)	100

・民間産業廃棄物枠は平成26年度で不足
・一般廃棄物枠は平成51年度まで受入可 の見通し

【問題点】

- ・平成27年度以降民間産業廃棄物の受入ができない
- ・埋立地全体の竣功が遅れる(すなわち土地の活用が遅れる)

【変更案】

- ・**廃棄物の受入枠の見直し**： 一般廃棄物枠の一部を産業廃棄物枠に振り替える
- ・**埋立期間の延伸**： 一般廃棄物と産業廃棄物の受入終了時期を合わせる

5. 基本計画の変更内容

(1) 廃棄物の種類、量の変更

(単位: 万m³)

処分場名	一般廃棄物	産業廃棄物、 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖 埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖 埋立処分場	220	290	700	390	1,600
神戸沖 埋立処分場	(730) 580	(470) 620	300	0	1,500
大阪沖 埋立処分場	(840) 540	(280) 580	280	0	1,400
合計	(2,180) 1,730	(1,760) 2,210	2,550	1,110	7,600

注: ()内は変更前の数値

(2) 廃棄物の種類、量の変更に伴う埋立期間の延伸

処分場名	埋立期間
神戸沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場	(33) 平成13年度～平成39年度

注: ()内は変更前の数値

(3) その他

(1)、(2)以外の事項については、変更なし。